

## 参考資料

東京都環境局  
環境改善部自動車環境課  
令和8年5月14日

## ワンボックス型EV市販車の例

○タジマ TWC-07

- ・一充電走行距離 251km
- ・受注生産車

○KIA PV5

- ・一充電走行距離377~521km
- ・R8年春発売予定
- ※KIAは韓国メーカー

## 貨物EV市販車の例

○三菱ふそうトラック・バスeCanter

- ・一充電走行距離 99~324km
- ・車両総重量3.5トン超、8トン以下

○いすゞ自動車エルフ mio EV

- ・一充電走行距離 115km
- ・車両総重量2.5トン超、3.5トン以下

エルフ EV

- ・一充電走行距離 120~250km
- ・車両総重量3.5トン超、8トン以下

○日野自動車デュトロZ EV

- ・一充電走行距離 150km
- ・車両総重量2.5トン超、3.5トン以下

- 2030年を一つの目標に、多くのメーカーが非ガソリン車（特にZEV）の市場投入を拡大
- EV、FCVも販売拡大が長期的に進むが、昨今のEV販売の鈍化に伴い、明確な目標年限や数値を示していないメーカーがほとんどとなっている。

	2030	2035	2040
トヨタ	HEV販売拡大でEVの202E販売台数100万台に下方修正 EV販売台数350万台目標		2040年 ZEV販売比率未設定（マルチパスを継続）
ホンダ	販売台数360万台目標のうち、HEV220万台、EVは30%を下回る		2040年 ZEV販売比率100%
日産	グローバルに電動車（EV、e-power、PHEV）のモデルミックス55%以上		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
マツダ	2027 EV投入 世界販売の25~40%をEVに		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
三菱	HEV、PHEV、BEV	EV主体	ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
スバル	2030年 EV販売比40%目標		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
ダイハツ	トヨタ・スズキ・ダイハツの協業で、軽商用EV開発 2030年目標見直しにより明確に把握不可 商用車を中心にEV化を推進		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
スズキ	2030年までにEV 6モデル投入		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
日野	2035ごろまでに順次カテゴリ単位でZEVを提供していく予定 小型トラック・路線バスは投入済み 中型EVトラックへ拡大		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
いすゞ（UD）	2030までに全カテゴリでZEVを提供 2024小型トラック 2026バス 2027以降中型・大型トラック		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
三菱ふそうトラック・バス	2022小型トラック		新型トラックおよびバスの走行時CO <sub>2</sub> e排出量ゼロを日本で2039年までに実現 ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
BMW	2030年、全世界の販売台数の50%のEV化目標		市場と規制の動向に合わせて電動化を推進していく姿勢を示し、ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない

- 欧米が一時後退の傾向にある一方、中国では着実に普及し始めている。

## アメリカ：EV普及は大幅減速の見通し

- ・2030年時点のライトビークル（※）販売に占める電気自動車の割合予測 … **27%**  
※乗用車・小型トラック  
(2024年時点の予想値48%からの**大幅下方修正**)
- ・政府によるエネルギー政策の転換、輸入関税の引き上げなどが原因

## EU：2035年から内燃エンジン搭載の新車販売を実質的に禁止する計画を撤回

- ・合成燃料（e-Fuel）、次世代バイオ燃料、欧州産低炭素鋼材の使用など、一定の条件を満たせば2035年以降もエンジン車の新車販売を認める方針に転換（CO2排出量について、21年比で90%削減することを目指す）

## 中国：当初目標を大きく上回るペースで伸長

- ・NEV（EV・PHEV・FCVの総称）販売台数（2025年1～8月）…新車総販売台数に対して**45.5%**  
(2020年設定の目標値20%に対し**大幅超過**)

事業名	補助対象	対象者	補助要件	補助率等
ZEV普及促進事業	EV PHEV 外部給電器	都内の個人、事業者 (個人事業主含む) 等	【EV・PHEVの要件】 ・初度登録の日から1年以内の自動車（中古車を除く）であること ・車検証上の使用の本拠の位置が都内にあること 等	【EV】 最大100万円 【PHEV】 最大85万円 【外部給電器】 対象経費の1/2（上限40万円） ※令和7年4月1日以降に初度登録された車両の補助額
	FCV 外部給電器	都内の個人、事業者 (個人事業主含む)、区市町村 等	【FCVの要件】 ・初度登録の日から1年以内の自動車（中古車を除く）であること ・車検証上の使用の本拠の位置が都内にあること 等	【FCV】 最大225万円 ※令和7年度は、最大220万円 【外部給電器】 対象経費の1/2（上限40万円） ※令和7年4月1日以降に初度登録された車両の補助額
充電設備普及促進事業	・充電設備導入費 ・公共用充電設備の運営費 ・太陽光発電システム及び蓄電池導入費	充電設備を設置する者 等	【充電設備導入費】 ・国補助の交付対象となっている設備であること ・新品であること 等 【公共用充電設備の運営費】 ・公共用として一般開放している設備であること 等 【太陽光発電システム及び蓄電池導入費】 ・集合住宅へV2H設備と同時に設置すること ・売電しないこと 等	(一部抜粋) 【超急速充電設備】(出力90kW以上) ・設備購入費 全額(機種ごとの上限あり) 蓄電池付き充電設備の場合 上記金額+335万円 ・設置工事費 上限額8万円/キロワット 都と協定締結し共同事業として公道設置する場合↓ 上記金額+上限額 大規模事業所へ設置する場合↓ 上記金額+150万円
マンション充電設備普及促進事業	(1) 調査経費補助 ・充電設備の導入に向けた現地調査、提案書作成に係る経費 (2) ランニング経費補助 ・充電設備導入のために一需要場所に複数引込を用いて新たに電力契約を行った電気料金のうち基本料金	(1) 調査経費補助 ・都内集合住宅の管理組合、賃貸オーナー等 (2) ランニング経費補助 ・都内集合住宅の充電設備に関する電気料金の契約者	(1) 調査経費補助 ・本事業の実施事業者として登録している充電事業者が調査を行うこと 等 (2) ランニング経費補助 ・駐車場区画数に応じて一定数の充電設備を設置すること 等	(1) 調査経費補助 ・10/10(上限18万円/件) (2) ランニング経費補助 ・上限18万円/年(低圧契約)、上限334万円/年(高圧契約)、最大連続3年間補助

事業名	補助対象	対象者	補助要件	補助率等
EVバス・EVトラック導入促進事業	EVバス・EVトラック、PHEVバス・PHEVトラックの購入費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者（個人事業主・団体を含む）、地方公共団体 等</li> <li>上記の者とリース契約を締結したリース事業者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初度登録日が令和7年2月1日以降であること</li> <li>車検証上の使用の本拠の位置が都内にあること 等</li> </ul>	同等燃費水準（ディーゼル車）の車両価格との差額+後付けの給電機能の装備費用（上限額4,200万円） ※国の補助金を併給する場合には、当該補助額を控除
燃料電池バス導入促進事業	燃料電池バスの購入費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内の事業者</li> <li>リース事業者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の購入またはリースが対象</li> <li>車検証上の使用の本拠が都内にあること 等</li> </ul>	助成対象経費から国等の補助額及び2,000万円を差し引いた額（上限額5,000万円） ※一定の要件（5年間でFCバスを5台以上純増させる計画書を提出等）を満たす場合は上乗せ（上限2,000万円）
燃料電池タクシー導入促進事業	燃料電池タクシーの導入費用・燃料費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内の事業者</li> <li>リース事業者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車検証上の使用の本拠が都内にあること 等</li> </ul>	<b>【導入費】</b> 国補助等の額と合わせて同等仕様のLPガス車両と同額で導入できるよう支援（上限370万円） ※一定の要件を満たす場合は上乗せ（上限240万円） <b>【燃料費】</b> LPガスとの燃料費差を支援（上限130万円） ※導入費・燃料費とも走行距離の要件あり
燃料電池フォークリフト実装支援事業	燃料電池フォークリフトの導入費用	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の購入またはリースが対象</li> <li>使用の本拠が都内にあること 等</li> </ul>	助成対象経費から内燃機関を用いたフォークリフト相当額と国の補助金を差し引いた額(上限額600万円) ※都内の自らの営業所等に商用水素STを整備・誘致の場合は上乗せ支援（上限額350万円）
燃料電池等トラック実装支援事業	燃料電池トラック・水素エンジントラックの導入費用、燃料費用	運送事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の購入またはリースが対象</li> <li>使用の本拠が都内にあること 等</li> </ul>	<b>【導入費】</b> 国補助等の額と合わせて同等仕様のディーゼル車両と同額で導入できるよう支援（上限：FC小トラ2,600万円、FC大トラ9,600万円） <b>【改造費】</b> 水素エンジントラックへの改造費用の一部を支援（上限：1,100万円） ※導入費・改造費とも一定の要件を満たす場合は上乗せあり <b>【燃料費】</b> 軽油との燃料費差を支援（上限：FC小トラ900万円など）

事業名	補助対象	対象者	補助要件	補助率等																		
シェアリング・レンタル用車両 ZEV化促進事業	EV、PHEV、FCV、EVバイク	都内のシェアリング事業者またはレンタル事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証上の使用の本拠の位置または定置場の位置が都内にあること</li> <li>・シェアリング・レンタル事業用の車両であること</li> <li>・(「わ」ナンバー以外)助成対象車両を2台以上同時に導入すること等</li> </ul>	<p>【EV・PHEV】 最大100万円 【FCV】 最大225万円 【電動バイク】 最大53万円 ※令和7年4月1日以降に初度登録された車両の補助額</p>																		
次世代タクシーの普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV・PHEVのタクシー</li> <li>・環境性能の高いユニバーサルデザインタクシー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗用旅客自動車運送事業者</li> <li>・上記の事業者へリースをするリース事業者</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象車両</th> <th rowspan="2">補助対象事業者</th> <th colspan="2">補助率及び額</th> </tr> <tr> <th>都補助金単独</th> <th>国補助併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">EV・PHEV タクシー</td> <td>中小企業者かつ 使用台数200台未満</td> <td>EV : 車両本体価格の1/2 PHEV : 車両本体価格の2/5 上限 : 1,600千円</td> <td rowspan="2">EV : 車両本体価格の1/4 PHEV : 車両本体価格の1/5 上限 : 600千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>EV : 車両本体価格の1/4 PHEV : 車両本体価格の1/5 上限 : 1,000千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境性能の高い UDタクシー</td> <td>中小企業者かつ 使用台数200台未満</td> <td>レベル1,2 : 1,000千円 レベル準1 : 670千円</td> <td rowspan="2">レベル1,2 : 400千円 レベル準1 : 270千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>レベル1,2 : 600千円 レベル準1 : 400千円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象車両	補助対象事業者	補助率及び額		都補助金単独	国補助併用	EV・PHEV タクシー	中小企業者かつ 使用台数200台未満	EV : 車両本体価格の1/2 PHEV : 車両本体価格の2/5 上限 : 1,600千円	EV : 車両本体価格の1/4 PHEV : 車両本体価格の1/5 上限 : 600千円	上記以外	EV : 車両本体価格の1/4 PHEV : 車両本体価格の1/5 上限 : 1,000千円	環境性能の高い UDタクシー	中小企業者かつ 使用台数200台未満	レベル1,2 : 1,000千円 レベル準1 : 670千円	レベル1,2 : 400千円 レベル準1 : 270千円	上記以外	レベル1,2 : 600千円 レベル準1 : 400千円	
補助対象車両	補助対象事業者	補助率及び額																				
		都補助金単独	国補助併用																			
EV・PHEV タクシー	中小企業者かつ 使用台数200台未満	EV : 車両本体価格の1/2 PHEV : 車両本体価格の2/5 上限 : 1,600千円	EV : 車両本体価格の1/4 PHEV : 車両本体価格の1/5 上限 : 600千円																			
	上記以外	EV : 車両本体価格の1/4 PHEV : 車両本体価格の1/5 上限 : 1,000千円																				
環境性能の高い UDタクシー	中小企業者かつ 使用台数200台未満	レベル1,2 : 1,000千円 レベル準1 : 670千円	レベル1,2 : 400千円 レベル準1 : 270千円																			
	上記以外	レベル1,2 : 600千円 レベル準1 : 400千円																				
優良ハイブリッドバス導入促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業者</li> <li>・一般貸切旅客自動車運送事業者</li> <li>・上記の事業者へリースをするリース事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良ハイブリッドトラック (環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付対象となる車両で、都内に使用の本拠を置く車両)</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用台数200台以上の事業者</th> <th>使用台数200台未満の事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>補助対象経費*から 国の補助額を除いた額の1/2</td> <td>補助対象経費*から 国の補助額を除いた額</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>最大積載量4t未満 : 16万4千円 最大積載量4t以上 : 57万1千円</td> <td>最大積載量4t未満 : 41万7千円 最大積載量4t以上 : 145万2千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助対象経費：補助対象車両と通常車両の本体価格との差額で、この差額は、国が定めた額となります。</p>		使用台数200台以上の事業者	使用台数200台未満の事業者	補助率	補助対象経費*から 国の補助額を除いた額の1/2	補助対象経費*から 国の補助額を除いた額	補助上限額	最大積載量4t未満 : 16万4千円 最大積載量4t以上 : 57万1千円	最大積載量4t未満 : 41万7千円 最大積載量4t以上 : 145万2千円										
	使用台数200台以上の事業者	使用台数200台未満の事業者																				
補助率	補助対象経費*から 国の補助額を除いた額の1/2	補助対象経費*から 国の補助額を除いた額																				
補助上限額	最大積載量4t未満 : 16万4千円 最大積載量4t以上 : 57万1千円	最大積載量4t未満 : 41万7千円 最大積載量4t以上 : 145万2千円																				

事業名	補助対象	対象者	補助要件	補助率等									
<p>優良ハイブリッドトラック導入促進補助金</p>	<p>優良ハイブリッドトラック（環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付対象となる車両で、都内に使用の本拠を置く車両）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業を営む中小企業者（貨物軽自動車運送事業を除く）</li> <li>・第二種貨物利用運送事業を営む中小企業者</li> <li>・上記の事業者へリースをするリース事業者</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用台数200台以上の事業者</th> <th>使用台数200台未満の事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>補助対象経費*から国の補助額を除いた額の1/2</td> <td>補助対象経費*から国の補助額を除いた額</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>最大積載量4t未満：16万4千円 最大積載量4t以上：57万1千円</td> <td>最大積載量4t未満：41万7千円 最大積載量4t以上：145万2千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*補助対象経費：補助対象車両と通常車両の本体価格との差額で、この差額は、国が定めた額となります。</p>		使用台数200台以上の事業者	使用台数200台未満の事業者	補助率	補助対象経費*から国の補助額を除いた額の1/2	補助対象経費*から国の補助額を除いた額	補助上限額	最大積載量4t未満：16万4千円 最大積載量4t以上：57万1千円	最大積載量4t未満：41万7千円 最大積載量4t以上：145万2千円	
		使用台数200台以上の事業者	使用台数200台未満の事業者										
補助率	補助対象経費*から国の補助額を除いた額の1/2	補助対象経費*から国の補助額を除いた額											
補助上限額	最大積載量4t未満：16万4千円 最大積載量4t以上：57万1千円	最大積載量4t未満：41万7千円 最大積載量4t以上：145万2千円											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイブリッド塵芥車（ハイブリッド自動車であって、車体の形状が「塵芥車」であるもので、都内に使用の本拠を置く車両）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業者で、産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を現に受けている事業者</li> <li>・上記の事業者へリースをするリース事業者</li> </ul>	<p>—</p>	<p>【補助率】国※の補助の1/2 ※環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」 【補助限度額】最大積載量 4t未満 19万5千円/台</p>										
<p>東京都環境保全資金融資あっせん</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業者</li> <li>・一般貸切旅客自動車運送事業者</li> <li>・上記の事業者へリースをするリース事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者（個人事業者を含む。）</li> </ul>	<p>【融資・補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量が同程度の買換えであること。</li> <li>・現在所有の東京都内の登録の車を廃車すること。</li> <li>・使用目的が異なる自動車への買換えでないこと等。</li> </ul>	<p>【補助内容・補助率】 利子補助1/2、保証料補助2/3 【融資内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：1億円/1企業</li> <li>・融資利率：東京都受付時の長期プライムレート以内、固定金利</li> <li>・貸付期間：7年以内</li> <li>・償還方法：毎月元金均等返済（元金6か月据置）</li> </ul>									

事業名	補助対象	対象者	補助要件	補助率等
ZEV導入促進税制（都独自の課税免除）	【課税免税対象】 自動車税種別割 ※自動車税環境性能割は非課税	個人、法人	【対象自動車】 平成21年4月1日から令和8年3月31日までに初回新規登録を受けた燃料電池自動車（水素を燃料とするもの）、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	【免除額】 初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分を全額免除

●国の導入支援について：購入時に使われる代表的な国の補助金（1 / 4）

補助金名称	対象者	対象車両等	補助額等
CEV補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金） <経済産業省補助事業（令和7年度補正）R8.3.31～>  【一般社団法人 次世代自動車振興センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人</li> <li>・法人</li> <li>・地方公共団体</li> </ul> ※リース車両の場合は使用者	EV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド）、FCV（燃料電池車）、超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の銘柄ごとの標準車両価格に一定割合を乗じた値を補助金交付額として設定。</li> <li>・補助上限額は、EVは130万円、軽EVは58万円、PHEVは85万円、FCVは150万円</li> <li>・地方公共団体による補助金制度とは重複して申請可能</li> </ul>
V2H充放電設備・外部給電器補助金 <経済産業省補助事業（令和7年度）>  【一般社団法人 次世代自動車振興センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人</li> <li>・法人</li> <li>・地方公共団体</li> </ul>	①V2H充放電設備（EV・PHEV・FCEVへの充電及び車両から建物への放電が可能な設備）  ②外部給電器（EV等から外部機器・建物へ電力供給する装置）  ※『災害時に、EV等の外部給電機能の活用を促進することによるレジリエンスの向上を図ること』を目的とした補助制度	補助率及び補助上限額 ①－1 個人宅・マンション：補助率（補助上限額） ・機器費：1/2以内（上限50万円） ・工事費：定額1/1以内（上限15万円） ①－2 公共施設・災害拠点： ・機器費：1/2以内（上限75万円） ・工事費：定額1/1以内（上限95万円） ①－3 その他施設： ・機器費：1/3以内（上限50万円） ・工事費：定額1/1以内（上限15万円）  ②外部給電器 ・機器費：1/3以内（上限50万円）

補助金名称	対象者	対象車両等	補助額等																	
充電設備補助金、 <経済産業省補助事業（令和7年度）>  【一般社団法人 次世代自動車振興センター】	・個人（共同住宅のオーナー、居住者等） ・法人 ・マンション管理組合 ・地方公共団体	1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	・急速充電設備（50kW以上）、補助率1/1 ・充電設備の設置工事費、補助率1/1																	
		2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	・急速充電設備、補助率1/1 ・普通準電設備、補助率1/1以内または1/2以内 ・充電設備の設置工事費、補助率1/1																	
		3. マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	・急速充電設備・普通準電設備、補助率1/2以内 ・充電設備の設置工事費、補助率1/1																	
低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 <環境省・国土交通省補助事業（令和7年度）>  【一般財団法人環境優良車普及機構】	トラック	・中小企業法に規定される中小企業者（資本金3億円又は従業員数300人以下）の貨物運送事業者 ・上記に貸渡す自動車リース事業者	・車両総重量3.5t超の事業用ディーゼルトラックのうち、2025年度燃費基準達成した車両（ハイブリッドトラックは除く） ・1事業者当たりの台数：4台 <参考：ディーゼルトラックの基準額> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分 (車両総重量)</th> <th rowspan="2">2025年度 燃費基準</th> <th colspan="2">基準額 (万円)</th> </tr> <tr> <th>廃車有</th> <th>廃車無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型 (12t超)</td> <td>達成</td> <td>75</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>中型 (7.5t超～12t以下)</td> <td rowspan="2">(達成レベル 100以上)</td> <td>42</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>小型 (3.5t超～7.5t以下)</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> ※2025年度燃費基準達成レベル105以上の車両には+5万円加算 ※補助要件 エコドライブの実施によるCO2削減への取り組みを行うこと	車両区分 (車両総重量)	2025年度 燃費基準	基準額 (万円)		廃車有	廃車無	大型 (12t超)	達成	75	50	中型 (7.5t超～12t以下)	(達成レベル 100以上)	42	28	小型 (3.5t超～7.5t以下)	15	10
車両区分 (車両総重量)	2025年度 燃費基準	基準額 (万円)																		
		廃車有	廃車無																	
大型 (12t超)	達成	75	50																	
中型 (7.5t超～12t以下)	(達成レベル 100以上)	42	28																	
小型 (3.5t超～7.5t以下)		15	10																	

補助金名称	対象者	対象車両等	補助額等
商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス） ＜環境省補助事業（令和6年度補正）R7.4.28～R8.1.9）＞  【公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー・バス事業者</li> <li>・タクシー・バス車両のリース業者</li> <li>・特定旅客自動車運送事業者にタクシー・バス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等</li> </ul>	タクシー	【EV、PHEV、FCV】 補助対象車両一覧」に記載されている車両本体価格に対して ◎乗車定員8人以下 EV：車両本体価格の1/4をベースに、JATAが必要と認めた額 PHEV：車両本体価格の1/5をベースに、JATAが必要と認めた額 FCV：車両本体価格の1/3をベースに、JATAが必要と認めた額 ◎乗車定員9人以上 EV,PHEV：標準的燃費水準車両との差額の2/3をベースに、JATAが必要と認めた額 FCV：車両本体価格の1/2をベースに、JATAが必要と認めた額 【EV、PHEV、FCVへの改造】 JATAが必要と認めた額の2/3
		バス	【EV,PHEV、FCV】 EV：標準的燃費水準車両との差額の2/3をベースにJATAが必要と認めた額 PHEV：標準的燃費水準車両との差額の2/3をベースにJATAが必要と認めた額 FCV：標準的燃費水準車両との差額の1/2をベースにJATAが必要と認めた額 【EV、PHEV、FCVへの改造】 JATAが必要と認めた額の2/3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー・バス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・その他大臣の承認を得てJATAが適当と認める者</li> </ul>	車両と一体的に導入される充電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速充電・普通充電：容量に応じて機器補助率1/1又は1/2、工事補助率1/1</li> <li>・バッテリー交換式充電：機器補助率1/2、工事補助率1/1</li> <li>・V2H充放電設備：機器補助率1/2、工事補助率：1/1</li> <li>・外部給電器：機器補助率1/3</li> <li>・高圧受電設備・設置工事費：出力に応じて補助基準額200～600万円</li> </ul>

●国の導入支援について：購入時に使われる代表的な国の補助金（4 / 4）

補助金名称	補助対象車両	対象者（対象事業等）	補助額等
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 <環境省補助事業（令和7年度）> 【公益財団法人北海道環境財団】	ハイブリッド及び天然ガストラック ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	①トラックを事業の用に供する者。 ②トラックの貸渡し（リース）を業とする者（①に貸し渡す者に限る。） （補助金を申請できる者は、自動車検証上の所有者）	・補助対象となるハイブリッド及び天然ガス自動車と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額の1/2 ※1 補助対象事業者当たり上限台数100台
	ハイブリッド及び天然ガスバス（定員11人以上に限る。） ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	③バスを事業の用に供する者。 ④バスの貸渡し（リース）を業とする者（③に貸し渡す者に限る。） （補助金を申請できる者は、自動車検証上の所有者）	

◆税制上の優遇措置

設備等	対象者	補助額
【自動車重量税】 EV・PHV・FCV・NGV等	個人 または 法人	エコカー減税：電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド(PHEV)、天然ガス自動車(NGV)（※）の免税。その他の車種は燃費性能、排出ガス性能に応じて軽減 ※排出ガス基準等の条件付
【自動車税】 【軽自動車税】 EV・PHV・FCV・NGV等	個人 または 法人	グリーン化特例：EV,FCV,PHEV,NGVは概ね75%の軽減 ※新車新規登録から一定期間経過したガソリン車、LPG車、ディーゼル車は重課

## 【導入義務制度】条例・規則・要綱における規定内容（概要）

	条 例	規 則	要 綱	要 領
努力義務	<b>条例34条</b> 低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務	<b>規則16条の4</b> 燃費性能が相当程度高いものとして知事が指定する「低公害・低燃費車」の「燃費性能」は、自動車の「エネルギー消費効率の値」で判断することを規定	<b>条例34条要綱</b> ・乗用車、軽乗用車、貨物車等の定義 ・低公害・低燃費車の要件	—
導入義務	<b>条例35条</b> 低公害・低燃費車の導入義務 ・特定低公害・低燃費車導入義務 ・乗用車非ガソリン車導入義務	<b>規則17条</b> 特定低公害・低燃費車の導入義務 ・対象規模（200台） ・義務率（30%） ・非ガソリン義務対象乗用車の定義 ・導入を求める非ガソリン車は特定低公害・低燃費車要件に合致することを規定 ・非ガソリン車の義務率（20%）	<b>条例35条要綱</b> ・乗用車、軽乗用車、貨物車、等の定義（軽貨物車は軽量車に含む） ・特定低公害・低燃費車の要件、及び該当要件に係る認定を規定 ・非ガソリン車の要件  <b>規則17条要綱</b> ・Z E V等の換算率を規定	<b>条例35条要領</b> 排出ガス、燃費要件を持たない車両（CNG等）について <b>特定低公害・低燃費車認定要件を規定</b>  ※当該車両の走行試験結果の提示を求めるものも、これまで申請実績なし

項目	千葉県	埼玉県	神奈川県	東京都
<b>○自動車環境管理計画書制度（名称は自治体により異なる）</b>				
対象期間	R 3～R 7年度	R 7～R11年度	R 2～R 6年度	R 4～R 8年度
対象事業者 (使用台数)	30台以上	30台以上	30台以上	30台以上
<b>○低公害・低燃費車導入義務</b>				
対象事業者 (使用台数)	200台以上	200台以上	—	200台以上
導入義務車両要件	低公害車	低燃費車	—	低公害・低燃費車
基準  乗用車ガソリン車 の例	[排出ガス性能] 平成 17 年基準50%低減レ ベル又は平成30年基準25% 低減レベル  [燃費性能] 要件なし	[排出ガス性能] 要件なし  [燃費性能] 令和12年度基準達成又は 令和2年度燃費基準20%以上達 成車 ※車両総重量3.5 t 超は令和2年度燃 費基準達成	—	[排出ガス性能] 平成 17 年又は平成30年基準 75%以上低減車  [燃費性能] 令和 2 年度燃費基準 20 %向 上以上
導入義務率	60%	50%	—	30%
達成期限	R12年度末	R11年度末	—	R 8 年度末
備考		● R 7 年度制度変更 ・導入義務率 40%⇒50%に変更 ・低燃費車の基準変更	●導入義務なし	